

門真市附属機関に関する条例【抜粋】

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例 4 号・28年24号・令和 2 年 2 号〕

(委任)

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

一部改正〔平成27年門真市条例 4 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	門真市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務